金沢市建設工事の請負契約における苦情処理に関する要綱

（平成15年４月１日決裁）
改正　平成16年12月24日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、金沢市契約規則（平成15年規則第１号。以下「規則」という。）第56条の規定に基づき、市が発注する工事の請負契約における入札及び契約に関する苦情を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

（苦情申立てを行うことができる期間等）

第２条　苦情の申立ては、次の各号に掲げる苦情の申立てに応じ、当該各号に定める期間に苦情申立書（様式第１号）により行うものとする。

(1) 規則第53条第１号に規定する苦情の申立て　競争参加資格確認通知書を受け取った日の翌日から起算して５日（金沢市の休日を定める条例（平成２年条例第１号）第１条に規定する市の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

(2) 規則第53条第２号に規定する苦情の申立て　非指名通知書を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内

(3) 規則第53条第３号に規定する苦情の申立て　入札参加者名の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内

(4) 規則第53条第４号に規定する苦情の申立て　随意契約を締結した相手方の名前の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内

（苦情の申立てへの回答）

第３条　市長は、規則第53条各号の規定による苦情の申立てがあったときは、当該苦情を申立てることができる期間の最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に書面（第５条及び第８条において「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及び事務処理に支障がある場合その他合理的かつ相当の理由がある場合においては、回答する期間を延長することができるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第４条　市長は、次の各号に掲げる苦情の申立てを却下することができる。

(1) 申立て期間を徒過した苦情の申立て

(2) 客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる苦情の申立て

（再苦情の申立てを行うことができる期間等）

第５条　再苦情の申立ては、当該苦情に係る回答書を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に再苦情申立書（様式第２号）により、市長に対して行うものとする。

２　市長は、前項の規定により再苦情の申立てがあったときは、速やかに規則第54条第２項の規定に基づき、金沢市入札制度評価委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第６条　市長は、委員会から再苦情の申立てについての審議の結果の報告があったときは、当該報告を受けた

日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に書面により当該再苦情の申立てをした者に対し回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てが認められなかった理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第７条　市長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てがあったときは、規則第 54 条第２項の規定に基づく委員会の審議に付さずに却下することができる。

(1)　申立て期間を徒過した再苦情の申立て

(2)　苦情の申立てを行っていない者からの再苦情の申立て

(3)　苦情の申立てを却下された者からの再苦情の申立て

２　市長は、前項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、次回の委員会の会議において、報告するものとする。

（再苦情処理手続きに係る明示）

第８条　市長は、第３条に規定する回答書に第５条から前条までに係る手続を記載し、苦情を申立てた者に対して、再苦情の手続きを明示するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成 17 年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号及び様式第２号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

苦情申立書

苦 情 申 立 書

年　月　日

（あて先）金沢市長

１　苦情申立者の住所・氏名

２　苦情申立ての対象となる工事名

３　不服のある事項

４　３の主張の根拠となる事項

様式第２号（第５条関係）

再苦情申立書

再 苦 情 申 立 書

年　月　日

（あて先）金沢市長

１　再苦情申立者の住所・氏名

２　再苦情申立ての対象となる工事名

３　不服のある事項

４　３の主張の根拠となる事項